平成２３年（フ）第１９０号
長崎県長崎市鳴滝１丁目４番31号　前田ビル201、開始決定時の住所長崎県長崎市松が枝町２番36号
破産者　平田　敏之
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
福島県南相馬市原町区高見町１丁目253番地の３高見コーポ203号
破産者　菅野　隆幸
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第５２号
福島県郡山市片平町字新蟻塚101番地の12
破産者　加藤　昌弘
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
福島県いわき市平塩字塩向58―４　ドエルＳ101号、住民票上の住所福島県いわき市大久町大久字板木沢98番地の266
破産者　林崎　輝美
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２３７４号
横浜市戸塚区下倉田町250番地１　コープ野村戸塚下倉田333号
破産者　永井　一幸
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１０号
神奈川県厚木市三田南２丁目17番18号　ガーデンハイツ石塚103、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市まつかげ台17番５号
破産者　伊藤　俊司
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８６号
滋賀県彦根市長曽根町５番28―29号
破産者　高杉産業こと　髙杉　常治
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４７４５号
大阪市住吉区長居３丁目３番28―402、開始決定時の住所大阪市住吉区杉本２丁目31番１号
破産者　大西　康之
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９号
山口県光市光井６丁目１番29号、前住所山口県光市光井４丁目９番22号
破産者　杉原　綾子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１００７号
神戸市長田区久保町６丁目１番20―402号、従前の住所神戸市垂水区桃山台６丁目８番地の４
破産者　宮﨑　晴治
1　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
2　一般調査期日　平成25年６月25日午前10時15分
平成25年４月19日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０号
佐賀県鳥栖市儀徳町字浦田3245番地２
破産者　有限会社西田電器
1　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
2　一般調査期日　平成25年６月７日午前10時
平成25年４月18日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
福島県郡山市富久山町久保田字前田79番地、破産手続開始決定時の住所福島県田村郡小野町大字浮金字石倉114番地
破産者　鈴木　忠勝
1　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
2　一般調査期日　平成25年７月22日午前10時
平成25年４月22日
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
和歌山県西牟婁郡白浜町2927―553　株式会社白浜館湯楽庵内、住民票上の住所大阪市天王寺区生玉町13番22号
破産者　岡本　勝秋
1　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
2　一般調査期日　平成25年８月19日午前10時
平成25年４月22日
和歌山地方裁判所田辺支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第９０３３号
広島県尾道市原田町梶山田4485番地１、開始決定時の住所大阪市東住吉区南田辺５丁目９番15号、住民票上の住所京都市左京区鹿ケ谷桜谷町127番地
破産者　安藤　　岬
1　期日　平成25年６月19日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年４月22日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２７７０号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木185番地の50
破産者　木下自工株式会社
異議申述期間　平成25年６月20日まで
平成25年４月18日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０３１号
東京都中央区日本橋中洲４番15号
清算株式会社　株式会社サンシ・アルファ
代表清算人　小野喜代司
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第５０１号
福島県いわき市平上荒川字長尾74番地の８
清算株式会社　株式会社カタハマ興産
代表清算人　柏原　昭夫
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（ヒ）第２０１８号
東京都江東区富岡１丁目12番４号
清算株式会社　株式会社レーザリンクス
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部